



佐賀県公報

平成16年
1月9日
(金曜日)
第12401号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

規則

◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則

(一・会計課) 一

告示

○ヨネ病の発生

(三・畜産課) 二

公告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

(生活文化課) 二

○川副西部土地改良区営土地改良事業計画変更決定

(農村計画課) 二

○南川副北部土地改良区営土地改良事業計画変更決定

() 二

○兵庫北土地区画整理組合の定款変更認可

(まちづくり推進課) 三

○都市計画法に基づく都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の案の縦覧

() 三

() 四

() 四

() 四

() 五

() 五

() 五

○伊万里都市計画道路に関する都市計画を変更する案の縦覧

() 六

○伊万里都市計画臨港地区に関する都市計画を変更する案の縦覧

() 六

○建築基準法に基づく道路の位置の指定

(建築住宅課) 六

選挙管理委員会事項

○選挙管理委員会の招集

(告示・一) 六

公布された規則のあらまし

○佐賀県財務規則の一部を改正する規則(規則第一号)

- 1 電子入札システムによる一般競争入札にあつては、入札書に代えて電子入札システムに必要事項を登録させること等とした。(第一〇二条、第一〇九条及び第一一二条関係)
- 2 この規則は、公布の日から施行することとした。

○規則

佐賀県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年一月九日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第一号

佐賀県財務規則の一部を改正する規則

佐賀県財務規則(平成四年佐賀県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第百二条第一項中第十号を第十一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 電子入札システム(佐賀県が行う入札に関する事務を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。以下同じ。)による一般競争入札(以下「電子入札」という。)については、登録の方法及び期間

第百二条第二項中「第十号」を「第十一号」に改める。

第百九条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、電子入札にあつては、入札書に代えて電子入札システムに必要事項を登録させることにより行わせることができるものとする。

第百十二条第二項中「から見積書を取らなければ」を「の者に見積りを行わ

せなければ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第三号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病に係る届出があったので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

平成十六年一月九日

佐賀県知事 古 川 康

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ一ネ病	患畜	平成一五年一二月二九日	佐賀郡東与賀町	一頭	乳用牛

○ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年2月9日まで佐賀県庁「さが元気ひろば」において縦覧に供する。

平成15年1月9日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 申請のあった年月日
平成15年12月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称 特定非営利活動法人プラットフォームさが
- (2) 代表者の氏名 古野 徳親
- (3) 主たる事務所の所在地
佐賀県佐賀市兵庫南二丁目16番地16号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の自立と社会参加に関する事業を行い、精神障害者も市民の一人として、共に暮らしやすい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

佐賀郡川副町大字鹿江419番地5 川副西部土地改良区理事長 江口善己から認可申請の川副西部土地改良区営土地改良事業（維持管理）の計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月9日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 縦覧に供する書類
川副西部土地改良区営土地改良事業（維持管理）の変更後の計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成16年1月13日から平成16年2月9日まで
- 3 縦覧の場所
川副町役場

佐賀郡川副町大字鹿江623番地1 南川副北部土地改良区理事長 江頭幸夫から認可申請の南川副北部土地改良区営土地改良事業（維持管理）の計画変更については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用

する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年1月9日

佐賀県知事 古 川 康

1 縦覧に供する書類

(1) 南川副北部土地改良区営土地改良事業（維持管理）の変更後の計画書の写し

(2) 南川副北部土地改良区の変更後の定款の写し

2 縦覧の期間

平成16年1月13日から平成16年2月9日まで

3 縦覧の場所

川副町役場

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、兵庫北土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のとおり公告します。

平成16年1年9日

佐賀県知事 古 川 康

1 組合の名称

兵庫北土地区画整理組合

2 事務所の所在地

佐賀市兵庫町大字藤木15番地1

3 設立認可の年月日

平成10年10月16日

4 事業施行期間

平成10年10月16日から平成21年3月31日まで

5 施行地区

佐賀市兵庫町大字藤木字一本杉、字二本杉、字三本杉、字四本杉、字屋敷、字屋敷田、字屋敷前田、字西屋敷、字北小路、字南小路、字中小路、字下小路、字藏床小路、字下天神東、字下天神西、字天神南、字円通寺、字円福寺、字大藏寺、字光明寺、字宝林、字宝林庵、字堂林、字薬師北裏、字薬師森、字中道、字中通り、字明見、字推井樋口、字土井分、字館ノ内及び字西中野の全部並びに字一本松、字二本松、字三本松、字四本松、字五本杉、字六本杉、字上小路、字才藏及び字福伝寺の各一部

佐賀市兵庫町大字洲字三本松及び字四本松の各一部

佐賀市兵庫町大字西洲字二本柳、字三本柳及び字四本柳の各一部

6 変更認可の年月日

平成15年12月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、相知都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、相知町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年1月9日

佐賀県知事 古 川 康

1 都市計画の種類

相知都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

2 都市計画を定める土地の区域

相知町

3 縦覧場所

(1) 佐賀県土木部まちづくり推進課

(2) 唐津土木事務所

(3) 相知町建設課

<p>4 縦覧期間</p> <p>平成16年1月9日から平成16年1月23日まで</p> <hr/> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、伊万里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見を佐賀県知事に提出することができます。</p> <p>平成16年1月9日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 都市計画の種類 伊万里都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域 伊万里市</p> <p>3 縦覧場所 (1) 佐賀県土木部まちづくり推進課 (2) 伊万里土木事務所 (3) 伊万里市都市開発課</p> <p>4 縦覧期間 平成16年1月9日から平成16年1月23日まで</p> <hr/> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、有田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、有田町及び西有田町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見を佐賀県知事に提出することができます。</p>	<p>平成16年1月9日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 都市計画の種類 有田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域 有田町及び西有田町</p> <p>3 縦覧場所 (1) 佐賀県土木部まちづくり推進課 (2) 伊万里土木事務所 (3) 有田町建設農林課 (4) 西有田町まちづくり課</p> <p>4 縦覧期間 平成16年1月9日から平成16年1月23日まで</p> <hr/> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、川副都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、川副町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見を佐賀県知事に提出することができます。</p> <p>平成16年1月9日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 都市計画の種類 川副都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域 川副町</p> <p>3 縦覧場所 (1) 佐賀県土木部まちづくり推進課</p>
--	---

<p>(2) 佐賀土木事務所 (3) 川副町企画商工課 4 縦覧期間 平成16年1月9日から平成16年1月23日まで</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、呼子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、呼子町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。</p> <p>平成16年1月9日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 都市計画の種類 呼子都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域 呼子町</p> <p>3 縦覧場所 (1) 佐賀県土木部まちづくり推進課 (2) 唐津土木事務所 (3) 呼子町建設課</p> <p>4 縦覧期間 平成16年1月9日から平成16年1月23日まで</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により、唐津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を決定したので、同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、唐津市及び浜玉町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、</p>	<p>当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。</p> <p>平成16年1月9日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 都市計画の種類 唐津都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域 唐津市及び浜玉町</p> <p>3 縦覧場所 (1) 佐賀県土木部まちづくり推進課 (2) 唐津土木事務所 (3) 唐津市都市計画課 (4) 浜玉町企画課</p> <p>4 縦覧期間 平成16年1月9日から平成16年1月23日まで</p> <p>都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により伊万里都市計画道路に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。</p> <p>なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案についての意見書を佐賀県知事に提出することができます。</p> <p>平成16年1月9日</p> <p>佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 都市計画法の種類及び名称 伊万里都市計画道路 3・3・3号 大坪木須線</p> <p>2 都市計画を定める土地の区域 追加する部分 伊万里市大坪町甲字神森、字東田川及び字西犬川並びに大</p>
--	---

坪町乙字松ノ木原

3 縦覧場所

- (1) 佐賀県土木部まちづくり推進課
- (2) 伊万里市建設部都市開発課

4 縦覧期間

平成16年1月9日から平成16年1月23日まで

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、伊万里都市計画臨港地区に関する都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、その案を次のとおり縦覧に供します。

なお、伊万里市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画案について意見書を佐賀県知事に提出することができます。

平成16年1月9日

佐賀県知事 古川 康

1 変更後の都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

都市計画の種類	臨港地区
都市計画の名称	伊万里港臨港地区
都市計画を変更する土地の区域	伊万里市山代町、二里町、松島町及び黒川町地区内

2 縦覧の場所

- (1) 佐賀県土木部まちづくり推進課
- (2) 伊万里土木事務所港湾課
- (3) 伊万里市都市開発課

3 縦覧の期間

平成16年1月9日から平成16年1月23日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年1月9日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
20	唐津市鏡字町裏1345番4	平成15.12.24	5.88	24.38

指定図面は、佐賀県土木部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会第1号

選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成十六年一月九日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 日時 平成十六年一月二十一日 午前十一時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

(一) 市町村選挙の執行予定について

(二) その他